

## 市町村交付金の概要

### 1 概要

- 市町村が行う水源かん養に係る事業に要する費用に充当するため、  
税収の一部を市町村に交付する。

### 2 交付対象

対象市町村：ミネラルウォーター水源地所在市町村

対象事業：比較的小規模の私有林（地域水源林）を対象とした森林整備事業等

交付する市町村をミネラルウォーターの水源地所在の市町村に限定したのは、事業の施行地区を限定することにより、受益と負担の関係をできるだけ明確にするため。

### 3 交付金額

- 県の事業の対象が主に県有林であるのに対し、市町村の事業の対象は私有林であること、県有林と私有林の面積の割合がおおむね1対1（46%：53%）であることから、市町村に対する税収の配分割合は1/2とする。
- 市町村ごとの交付割合は、税収を主に私有林を対象とした森林整備事業に充てるため、ミネラルウォーターの市町村単位の生産量（供給量）と、市町村の私有林面積の按分によるものとする。

### 4 事業効果

- 県とミネラルウォーター水源地所在市町村が、一体となって施策を推進することにより、県全体として良好な森林環境が整備され、良質な水を安定的に供給できる環境を整えることができる。

（注）「ミネラルウォーターに関する税」についての報告書より